

第 38 回 全国 JOC ジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会（シンクロ）

～ ご参加の皆様へ ～

平成 27 年度『第 38 回全国 JOC ジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会（シンクロ）』が、当地長野において開催される運びとなりましたこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、この度私ども東武トップツアーズ株式会社長野支店が、大会に参加される皆様方の宿泊・弁当の手配を担当させて頂くことになりました。

皆様方のご要望にお応え出来ます様、可能な限りのご配慮をさせて頂く所存でございますので、下記の要項をご確認の上、お申込下さいませ様、謹んでお願い申し上げます。

東武トップツアーズ株式会社
長野支店長 阿部 康史

◆お申込方法・締め切り

1. 申込書に必要事項を記入の上、**平成 27 年 7 月 31 日（金）**までに、FAXにてお申込下さい。受付順に、予約確認書・請求書をご案内させていただきます。
※ご希望に添えない事があります。その場合は代案でのご案内になる場合がございます。
※申込締め切り後の受付も可能ですが、希望通り受けられないこともありますのでご了承下さい。
2. お支払は回答書同封の請求書記載の指定口座へお振込、又は同封のコンビニ払込票にて、**平成 27 年 8 月 18 日（火）**までにお済ませ下さいませようお願いします。
3. お弁当のみの受付も致します。
保護者・応援の皆様のご宿泊・弁当もお受付致します。（選手・監督を優先割当後の調整）

◆ご宿泊のご案内 ※一人あたりの宿泊料金（税込価格）

東武トップツアーズ株式会社が企画・実施する募集型企画旅行です。

[最少催行人員]1名 [添乗員]同行しません

[宿泊取扱期間]平成 27 年 8 月 20 日(木)～25 日(火)の宿泊まで

[食事条件]1 泊朝食付又は 2 食付、消費税・サービス料込

1 泊 2 食付（洋室）					
ホテル名	立地	申込番号	部屋タイプ	宿泊料金	備考
ホテルサルート長野 [交通]長野駅から歩 1 分	駅前	A-21	シングル	12,000 円	
ホテル JAL シティ長野 [交通]長野駅から歩 7 分	駅前周辺	B-21	シングル	12,000 円	
		B-22	ツイン	11,000 円	
ホテル国際 21 [交通]長野駅から車 5 分	県庁 付近	C-21	シングル	10,500 円	
		C-22	ツイン	9,500 円	
ホテルナガノアベニュー [交通]長野駅から歩 6 分	駅前周辺	D-21	シングル	9,800 円	
長野第一ホテル [交通]長野駅から歩 3 分	駅前	E-21	シングル	9,500 円	
		E-22	ツイン	9,000 円	

1泊2食付(和室)					
ホテル名	立地	申込番号	部屋タイプ	宿泊料金	備考
信州健康村ナイスイン村一番 [交通]篠ノ井駅から車 10分	篠ノ井	F-22 F-25	ツイン 和室	8,500円 8,000円	※送迎あり
松屋旅館 [交通]長野駅から車 10分	善光寺 周辺	G-25	和室	8,500円	
清水屋旅館・いづみや旅館 [交通]長野駅から車 10分	善光寺 周辺	H-25	和室	7,800円	
朝食付のみの対応施設					
ホテル名	立地	申込番号	部屋タイプ	宿泊料金	備考
ホテルメトロポリタン長野 [交通]長野駅直結	駅隣接	P-11	シングル	10,800円	朝食付のみ
SAIHOKUKAN HOTEL [交通]長野駅から車 5分	県庁 付近	Q-11 Q-12	シングル ツイン	9,500円 9,000円	朝食付のみ
ホテルサンルート長野東口 [交通]長野駅から歩 1分	駅前	R-11	シングル	8,300円	朝食付のみ
ホテルニューナガノ [交通]長野駅から歩 2分	駅周辺	S-11	シングル	7,800円	朝食付のみ
ホテルルートイン長野第2・別館 [交通]長野駅から 15分	母袋	T-11 T-12	シングル ツイン	7,500円 7,000円	朝食付のみ

1. 各施設ご宿泊可能人員や室種には限りがございます。受付は原則として先着順になります。第二希望施設までご記入をお願いいたします。ホテル希望がある場合は、ホテル名もご記入ください。
2. 長野市内は、ホテルタイプが多いため送迎バスを持っている施設が殆どありません。
※篠ノ井地区の信州健康村のみ
3. 長野市郊外の温泉旅館和室等をご希望される場合は、備考欄に必要部屋数・食事条件・予算・送迎希望等をご記入願います。料金は各施設と確認の上、ご連絡申し上げます。

【ご案内】各エリアから会場(アクアウイング)までの所要時間/料金 *目安

- 駅前・駅周・県庁付近からタクシー15-20分/1,700円~2,000円/距離5~5.5km
- 善光寺周辺からタクシー約15分/1,500円~1,800円/距離5km弱
- 信州健康村ナイスイン村一番から13.5km
- ルートイン長野からタクシー10分/1,300円前後/距離3.8km

◆**弁当のご案内** (お弁当の申込みに関しては旅行契約に該当しません。)

幕の内弁当(お茶付) 800円税込

1. 競技会場周辺には食堂の施設やコンビニが少ないため、なるべく昼食弁当をご利用下さい。
2. 大会期間中、お弁当を手配させていただきます。大会会場に『**東武トップツアーズ ツアーデスク**』にて**10:30~13:00**の間に受け渡しさせていただきます。【空箱回収 14:00~15:30】
3. 個数の変更(追加・取消)は、**前日の14:00まで**にご連絡願います。
14:00を過ぎますと、追加・変更・取消が受け付け出来かねますので予めご了承ください。

◆取消料

宿泊取消の 申出日	3 日前まで	前々日	前日	当日	旅行開始後 無連絡不参加
宿泊	無料	20%	40%	50% 但し 14 時以降 100%	100%
弁当	無料	無料	14 時まで 無料	100%	100%
			14 時以降		

※変更・取消の連絡について

変更・取消の連絡についてもファックスをお願いします。

(18 時以降のファックス受信分については翌日扱いとなります。)

お電話での変更・取消は事故防止の為、受付しかねますので何卒ご了承くださいませ。

◆交通手段の申込方法について

JR 券・航空券・高速バス・貸切バス等の手配をご希望の場合は、大会申込書の備考欄に希望事項をご記入ください。

また、宿泊ホテルからアクアウイングまでの送迎用の貸切バスや、観光用の貸切バスなどのご手配もお受けいたします。何なりとご相談ください。

◆その他の手配・ご案内

観光やご夕食・ご宴会（郷土料理）などの手配も承ります。ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けくださいませ。

◆個人旅行の取扱いについて

当社は申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お申込みいただいた宿泊における宿泊施設が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

◆お申込み・お問合せ先

観光庁長官登録旅行業第 38 号/一般社団法人日本旅行業協会正会員/ボンド保証会員



東武トップツアーズ株式会社 長野支店

第 38 回全国 JOC ジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会 シンクロ係

【担当】荒川・板垣

〒380-0825 長野市末広町 1360-1 長野スエヒロビル 1 階

[tel]026.226.4315 [fax]026.228.3346

[受付時間] 平日 9:30-18:00 ※土曜・日曜・祝祭日は休業

支店長 阿部康史 総合旅行業務取扱管理者 荒川弘規



旅行業公正取引
協議会 会員

客国 15-144

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社長野支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当ホームページに記載の内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間でを行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」の「◆お申込み方法・締結」の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際に参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、「申込要項」の「◆取消料」に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目、日曜日の旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お 1 人様 15 万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不慮、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8. 旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑥にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に 1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1 企画旅行につき合計 15%

を上限とし、また補償金の額が 1,000 円未満のときはお支払いいたしません。

- ①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は到着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアーイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令 オ、欠航、不慮、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金 2～20 万円、通院見舞金 1～5 万円、携帯品損害補償金 旅行者 1 名につき 15 万円以内。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解を努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると思われる場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手続を行うため、提供先に個人情報を提供することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願、などのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へ申し出てください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13. その他

- (1) 当社よりかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は 27 年 06 月 06 日現在を基準としております。

(H27.4 版)

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 長野市長官舎新旅行業第 38 号



東武トップツアーズ株式会社

長野支店

長野市末広町 1360-1

電話番号 026-226-4315 FAX 番号 026-228-3346

営業日 平日 営業時間 9:30-18:00 (土日祝休業)

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：荒川 弘規



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。